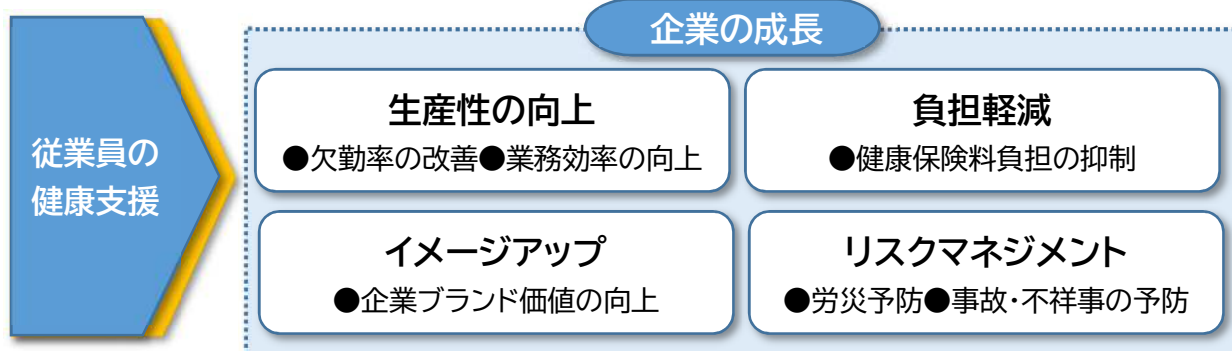


従業員の健康づくりで 会社の未来を創る

健康経営に取り組みませんか

「健康経営®」とは、従業員の健康増進を企業が成長する投資ととらえる考え方で、従業員の健康管理や健康づくりに積極的に取り組むことで、組織の活性化や生産性の向上、企業価値の向上などの効果が期待されます。



健康経営事業所の認定を始めました

東大阪市では、健康経営に取り組む企業を応援するため、「健康経営認定事業所」として認定し支援する取り組みを始めました。



認定事業所のメリット

企業イメージ
認定事業所は市のウェブサイト公表され、優良企業としての印象を広くPRできます。

認定マークの使用
認定マークを名刺や自社のHPで使用でき、認定事業所であることを周知できます。

専門職の支援・派遣
健康経営の取り組みを進めるための相談や、健康講座のための専門職派遣等の支援を無料で受けることができます。また、「健康経営優良法人」申請の支援も無料で受けることができます。

認定の流れ

費用無料

応募

電子申請システムまたは応募用紙の提出(Eメール、FAX、持参)で応募します。

認定審査

①申請書類と
②事業所へのヒアリング(電話、メール、訪問等)で審査します。

認定証の交付

認定が決定すると、認定証が送付されます。認定期間は応募の翌年度から3年間です。

認定区分(健康経営のステップ)



1つ星



健康経営の概念を理解し、健康経営に取り組むことを健康宣言等で明文化しているもの。

2つ星



健康経営を進めていく体制を整備し、従業員の健康課題を把握して取り組んでいるもの。

3つ星



健康経営の取組結果を評価し、次の取組へ反映させているもの。

応募方法

提出書類 ①応募用紙 ②チェックリスト
(市ウェブサイトからダウンロードできます)

応募方法 ①東大阪市電子申請システム
②Eメール kenkodukuri@city.higashiosaka.lg.jp
③郵送 〒578-0941東大阪市岩田町四丁目3番22-300号
東大阪市 健康部 保健所 健康づくり課
④持参 ③と同じ
のいずれかで提出してください。

応募期間 随時

★詳細は市ホームページをご覧ください。 [東大阪市健康経営認定制度](#) [検索](#)



※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

東大阪市健康部保健所健康づくり課

電話:072(960)3802、FAX:072(970)5821

E-Mail: kenkodukuri@city.higashiosaka.lg.jp